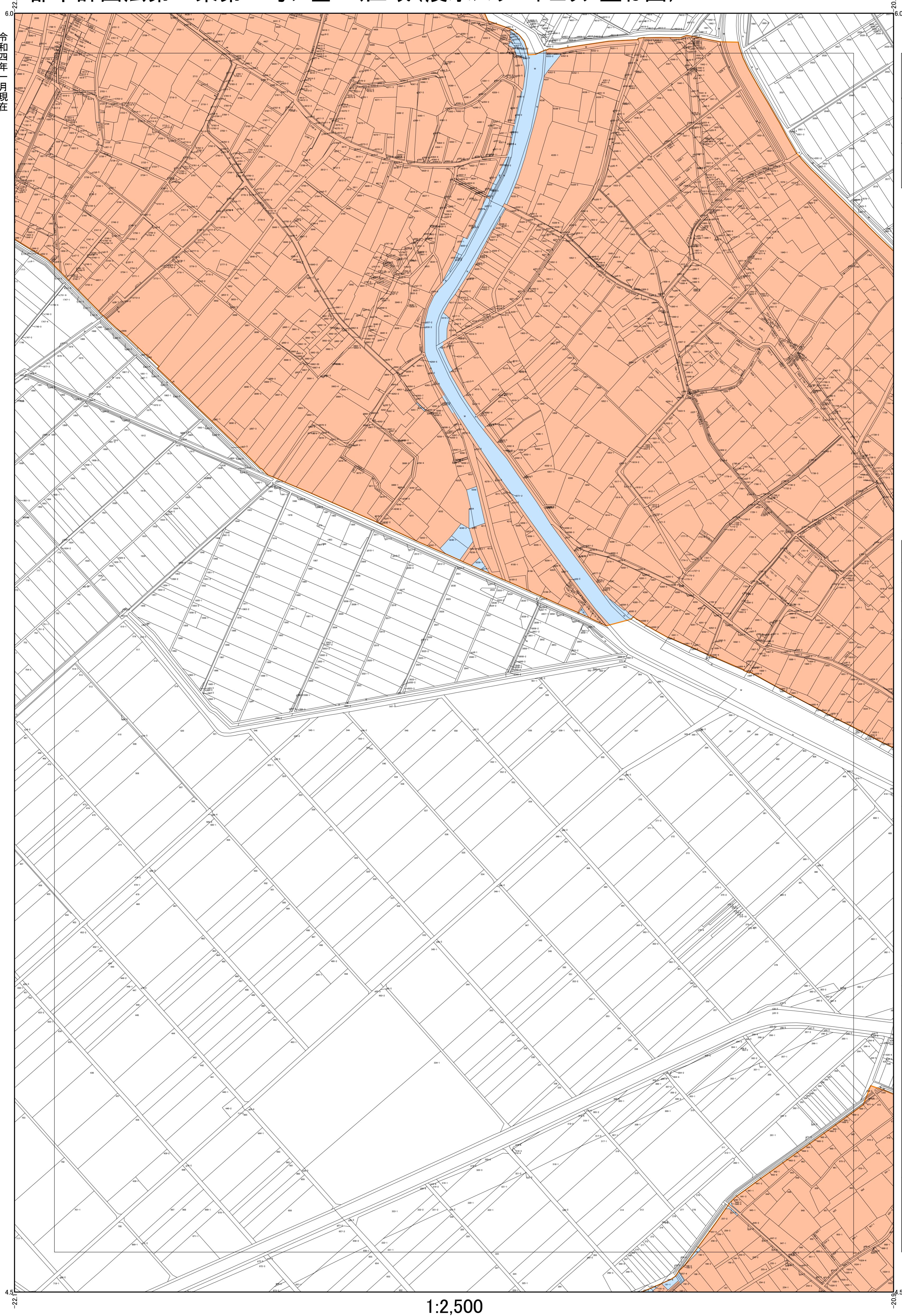
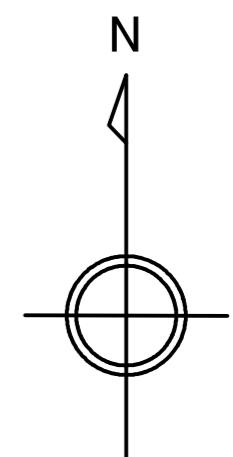


久喜市  
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No38L

令和四年一月現在



29	30	31
37	38L	39
43	44	



凡例

【既存の集落】  
条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m<sup>2</sup>が適用される区域)

【既存の集落】  
条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m<sup>2</sup>が適用されない区域)

【流通業務施設】  
条例第5条第1項に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行第29条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第2条第2項第1号に規定する施設の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理に供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、倉庫及び貯蔵場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項第1号に規定する施設の処理に供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。

【工業施設】  
条例第5条第1項に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行第29条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第2条第2項第1号に規定する施設の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理に供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物(金属の部材又は構築の事業を含む工場を除く。)以外の建築物のうち、工場とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項第1号に規定する施設の処理に供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。

【商業施設】  
条例第5条第1項に基づく土地の区域のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行第29条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第2条第2項第1号に規定する施設の処理及び清掃に関する法律第2条第2項第1号に規定する施設の処理に供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。  
(1)小売業の店舗(大規模小売店舗法第2条第1項に規定する店舗面積が3,000m<sup>2</sup>未満のものに限る。(2)において同じ。)(2)小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設(当該用途に供する部分の面積の合計が10,000m<sup>2</sup>未満のものに限る。)

【浸水ハザードエリア】  
都市計画法施行令第29条の9第9号又は第7号(第1号第1項のうち)に該当する区域  
(利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の規定浸水深が10.00mである土地の区域)

1:2,500

0 100 200 300 400 500m